グループ1

港区立特別養護老人ホーム白金の森港区立高齢者在宅サービスセンター 白金の森 港区立地域包括支援センター 白金の森

指定管理者公募要項

令和3年4月 港 区

<u>目</u>次

I	施設の概要	
1	指定管理者制度導入の趣旨・・・・・・・・・・・・1	
2		
3	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	(1) 名称	
	(2)所在地	
	(3)施設規模	
	(4)開設年月日	
	(5) 休館日・開館時間	
	(6)利用対象者	
4		
5	**** = / / **	
	19/19/12/19/2019	
П	指定管理者が行う業務	
1	- 事業運営・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
	(1)基本事業	
	(2)提案事業	
	(3) 自主事業	
	(4)職員体制	
2	施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
	(1)施設の維持管理業務	
	(2)安全・安心に関する業務	
3	管理運営の基準・・・・・・・・・・・・・・・・7	
	(1)関係法令等の遵守	
	(2)区が定める指針等の遵守	
	(3) 再委託の禁止	
	(4) 地域との連携	
	(5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担	
4	運営経費に関する事項・・・・・・・・・・・・1	l
	(1) 指定管理料の支払	
	ア 職員人件費	
	イ 光熱水費	
	ウ 修繕費	
	エ 事業運営費	
	才 施設管理経費	
	カその他経費	
	(2) 備品購入の取扱い	
	(3) 収入	
	(4)銀行口座の開設	
	(5)損害賠償保険	

(6) その他

Ш 1	選定手続 公募の手続・手順・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3	0
1	(1)申請者の資格	J
	(2)複数の団体による共同申請	
	(3)公募の日程 (4)公募説明会及び現地見学会	
	(5)申請手続(第一次提出)	
	(6)計画書類の提出(第二次提出)	
	(7)提出書類に関する留意事項	
	(8) 応募に関する留意事項	
	(9)質疑の受付及び回答 (10)申請書類の受付	
2	指定管理者候補者の選考・選定・・・・・・・・・・・24	1
	(1)指定管理者候補者の選考	
	(2)指定管理者候補者の選定 (3)基本的な選考基準	
	(4)審査結果の通知	
	(5) 第二次審査用資料の提出	
π,	油中後の毛娃	
IV 1	決定後の手続 基本協定書・年度協定書・・・・・・・・・・・・・2 0	3
1	(1)協定の締結	J
	(2)基本協定書の主な事項	
	(3) 年度協定書の主な事項	
2	災害時協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.7	7
	(1)協定の締結 (2) ((a) ((a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a)	
2	(2)災害時協定書の主な事項 事業計画書及び収支予算書の作成・・・・・・・・・・2 {	5
3	事業計画音及び収支で算音の作成・・・・・・・・・・・ 2 c (1)事業計画書及び収支予算書の作成	>
	(2) 事業報告書及び収支決算書の作成	
4	業務の引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	3
5	情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	3
	(1) 応募書類等	
	(2)選考・選定過程の情報	
6	(3) 指定管理業務に関する情報 モニタリング等の実施・・・・・・・・・・・・・2 9	.
O	(1) モニタリングの実施	1
	(2) 第三者評価の実施	
	(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出	
	(4) 監査の実施	
7	指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・3()
	(1)指定の取消しと業務の停止	
	(2)事業の継続が困難となった場合の措置	

Ι 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民 サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に代行させる指定管理者制 度を積極的に導入しています。

今回、「港区立特別養護老人ホーム白金の森」、「港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森」及び「港区立地域包括支援センター白金の森」の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」(別紙1)に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 施設の設置目的

この施設は、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター及び地域包括支援センターを併設した複合施設です。

(1)特別養護老人ホーム

日常生活の全般にわたって常時介護を必要とし、家庭での生活が困難な高齢者に、食事や入浴等の日常生活上の必要な介護サービスのほか、健康管理、生活指導、機能回復訓練、レクリエーション等のサービスを提供することを目的として設置した施設です。

(2) 高齢者在宅サービスセンター

区内における在宅の高齢者の福祉の向上を図るため、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護(以下「通所介護」という。)及び介護保険法第115条の45第1号口に規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)等のサービスを提供することを目的として設置した施設です。

(3) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置した施設です。

3 施設の概要

- (1) 名称
 - ア 港区立特別養護老人ホーム白金の森
 - イ 港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森
 - ウ 港区立地域包括支援センター白金の森(高輪地区高齢者相談センター)
- (2) 所在地

東京都港区白金台5丁目20番5号

(3)施設規模

ア 構 造 鉄筋コンクリート造

イ 階 数 地上4階

ウ 敷地面積 3,076.32㎡

エ 延べ床面積 4,526.54㎡

(ア) 特別養護老人ホーム 3,779.61㎡

(イ) 高齢者在宅サービスセンター 645.39㎡

(ウ) 地域包括支援センター 101.54㎡

(4) 開設年月日

ア 特別養護老人ホーム:昭和63年9月1日

イ 高齢者在宅サービスセンター:昭和63年10月1日

ウ 地域包括支援センター:平成18年4月1日

(5) 休館日・開館時間

ア 特別養護老人ホーム

- ≪休館日≫なし
- ≪開館時間≫24時間
- イ 高齢者在宅サービスセンター
 - ≪休館日≫ 日曜日、年末年始
 - ≪開館時間≫ 午前9時~午後5時
- ウ 地域包括支援センター
 - ≪休館日≫なし
 - 《開館時間》 月曜日から土曜日 午前9時~午後7時30分 日曜日、祝日及び年末年始 午前9時~午後5時 緊急の連絡・相談等については、開館時間外であっても連絡可能 な体制を確保すること
 - ※年末年始は、1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日です。

(6) 利用対象者

ア 特別養護老人ホーム

港区立特別養護老人ホーム条例第5条で定める者

イ 高齢者在宅サービスセンター

港区立高齢者在宅サービスセンター条例第4条で定める者

ウ 地域包括支援センター

港区内に住所を有する介護保険の被保険者及びその家族等

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

5 利用料金制度の採用

- (1)特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センターの 利用料金は指定管理者の収入とします。
- (2) 利用料金の額は(3) を上限とし、その範囲内において区の承認を得て定めることとします。
- (3) 利用料金
 - ア 特別養護老人ホーム

港区立特別養護老人ホーム条例第7条で定める額

イ 高齢者在宅サービスセンター

港区立高齢者在宅サービスセンター条例第8条で定める額

ウ 地域包括支援センター

港区地域包括支援センター条例第6条の2で定める額

Ⅱ 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

指定管理者が行う事業に関する業務は、下記のとおりです。詳細については、 別紙業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

- ア 特別養護老人ホームの事業に関する業務 (港区立特別養護老人ホーム条例第4条 に基づき実施)
 - (ア)介護保険法に関すること
 - ・介護福祉施設サービス

- · 短期入所生活介護
- ·介護予防短期入所生活介護
- (イ) 老人福祉法に関すること
 - ・老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

(ウ) 定員

定] []	多床室	従来型個室
入所	90名	2 4 🕏	· ·
ショートステイ	8名	△4至	U

(エ) その他

- ・認知症状による、著しい行動障害のある入所者の介護の対応についても配慮すること。
- ・特別養護老人ホーム入所者の決定にあたっては、港区特別養護老人ホーム入所 指針及び同入所基準により作成された入所順位名簿のとおりに入所させるこ と。
- イ 高齢者在宅サービスセンターの事業に関する業務(港区立高齢者在宅サービスセンター条例第3条に基づき実施)
 - (ア)介護保険法に関すること。
 - · 通所介護
 - ·第1号通所事業
 - (イ)送迎、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で 定める便官を供与する事業に関すること。
 - (ウ) 定員

一般・予防型	35名
--------	-----

- (エ) その他
 - ・利用者の給食調理業務を行うこと。
 - ・利用者の私物洗濯や寝具、リネン等の提供を行うこと。
 - ・利用者の送迎を行うこと。なお、送迎は住居のドア(集合住宅の場合は利用者 の専用部分の入り口)から施設までとします。また、サービス提供区域(港区 内)の範囲内で送迎ができない事を理由に、サービス提供を拒否しないこと。
- ウ 地域包括支援センターの事業に関する業務(港区立地域包括支援センター条例第 4条に基づき実施)
- (ア)介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)及び115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる包括的支援事業
- (イ)介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (ウ) その他区長が必要と認める事業

(2)提案事業

港区立特別養護老人ホーム条例第1条、港区立高齢者在宅サービスセンター条例第1条及び港区立地域包括支援センター条例第1条に定める目的を達成するため、港区立特別養護老人ホーム条例第4条、港区立高齢者在宅サービスセンター条例第3条及び港区立地域包括支援センター条例第4条に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、本施設が高齢者の福祉を図る介護保険施設並びに地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することであることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

(3) 自主事業

上記(1)(2)のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

(4)職員体制

事業を実施するための必要な知識及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理運営に支障がないように配慮してください。特に、それぞれの業務について関係法令等に定めがある場合には、必要となる資格者等を適正に配置して本業務を実施してください。

また、公の施設としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育を徹底し、 利用者及び区民への接遇等が常に良好となるように努めてください。

ア 特別養護老人ホーム

介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に示された所定の職員を配置し、兼務についても同基準を遵守してください。

なお、医療的ケア(胃ろう、インシュリン注射等)の必要な利用者を定員の10~25%程度受け入れられるよう、看護師等についての人員配置体制をとること。

イ 高齢者在宅サービスセンター

介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す

る基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」 に示された所定の職員を配置し、兼務についても同基準を遵守してください。

なお、利用者への入浴サービスほかのサービス提供向上を目的とした、看護師 を配置してください。

ウ 地域包括支援センター

介護保険法に基づく「港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員に関する基準を定める規則」に示された人員を満たす配置をしてください。

また、介護保険法に基づく「港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施 行規則」に示された人員を満たす配置をしてください。

2 施設の維持管理

(1)施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。

本施設は、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター及び地域包括支援センターとの複合施設であり、主たる管理者は特別養護老人ホームの施設長が施設の維持管理等に関する責務を負うものとします。

また、高齢者在宅サービスセンター及び地域包括支援センターは、特別養護老人ホームと情報の共有等、日常的に連携を図ることとします。

詳細については、別紙業務基準書、業務仕様書を参照してください。

- ア 定期清掃等全体部分に係る清掃を行うこと。
- イ 設備等の点検を行うとともに、不具合が発生した場合は対処すること。
- ウ 消防法令、建築基準法令等に基づく点検(防火対象物点検等)に立会うこと。
- エ 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行うこと。
 - (ア) 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務
 - (イ) 1件130万円以下の軽易な修繕及び整備
 - (ウ) 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務
- オ その他区が必要と認める業務

(2) 安全・安心に関する業務

- ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル(改訂版)」(別紙2)に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。
- イ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。

- ウ 区有施設等安全点検及び点検報告(日常点検・総点検・エレベーター点検確認)、「港区有施設の安全管理に関する要綱」(別紙3)及び「港区有施設安全管理業務 実施要領」(別紙4)に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施する こと。
- エ 「港区業務継続計画」等に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、 非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対 応できる体制を整えること。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業 者の責務を負うものとする。
- オ AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。
- カ 上記アからオまでを適切に遂行するために、事件・事故の際の対応を定め、職員 研修の実施等を行うこと。
- キ 利用者に対する見守り、声掛け、相談、利用者家族及び関係団体への引継ぎなど 様々な支援を行うこと。
- ク 高輪地区総合支所等との防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力すること。
- ケ 本施設は、福祉避難所に指定されています。このため、区が福祉避難所を開設した際には、別途締結する災害時協定に基づき対応すること。
- コ 区が本施設を津波避難ビルに指定した際には、別途締結する津波避難ビルに関する協定に基づき対応すること。
- サ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。
- シ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」(別紙5)を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。

3 管理運営の基準

(1)関係法令等の遵守

指定管理者は、以下に掲げるものをはじめとした関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

- ア 港区立特別養護老人ホーム条例及び施行規則
- イ 港区立高齢者在宅サービスセンター条例及び施行規則
- ウ 港区立地域包括支援センター条例及び施行規則
- 工 社会福祉法
- 才 介護保険法
- 力 老人福祉法
- キ 地方自治法
- ク 労働関係法(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等)
- ケ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- コ 港区個人情報保護条例及び施行規則

- サ 港区情報公開条例及び施行規則
- シ 港区環境基本条例
- ス 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- セ 港区有施設の安全管理に関する要綱
- ソ 港区防災対策基本条例
- タ 港区暴力団排除条例
- チ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ツ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- テ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ト その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

(2) 区が定める指針等の遵守

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 港区環境率先実行計画及び港区環境マネジメントシステムハンドブック
- 工 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ (社)港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなと」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に 関する要綱
 - ※「区が定める指針等の一覧」(別紙6)を参照してください。

(3) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。 ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、 区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

(4)地域との連携

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ること。

(5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

ア 役割分担(◎:主体的な役割 ○:補助・助言・指導する役割)

	項 目	指定管理者	港区
設置者	としての責務		©
港区立特別養護老人ホーム等の管理運営		0	○ 条例・規則事項
	施設の管理(設備、物品の管理)	©	0
	施設の占用・行為許可		©
	苦情対応	0	0
	緊急時の対応(事件・事故等)	◎ (※)	◎ (※)
	施設の安全対策(安全点検・整備・改 修等)	◎ (※)	⊚ (※)
	広報・PR	0	0
事業運	· 営	0	0

^(※) 設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担

○:主たる分担者

項 目		. 目 内 容 -		管理責任分担	
	垻 日		2000年	区	指定管理者
		(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	0	
1	法令等の変更	(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす		0
			法令等の変更		
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	0	
	小师师父父父	(2)	上記以外の一般的な税制の変更		0
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に 伴う経費の増加		0
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		0
		(1)	区が作成した書類に起因する事項	\circ	
5	書類	(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		0
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互"	で協議
		(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で	<u> </u>	
6	指定管理者の	諸次されない 譲次されない	議決されない場合)	
	指定	(2) の指定が議会で議決されない場合			
	指定管理業務の	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う	\bigcirc	
7	変更及び経費の	再及が経費の 経質の増加	経費の増加		
'	変動	(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更		
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		及び経費の増加		
		(1)	地域との協調		0
8	住民対応	(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する		
			住民からの苦情、要望等		
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	\circ	
		(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	\circ	
9	環境問題	(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害		
		(4)	物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気		

			等に関するもの		
10	不可抗力	(1)	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、 火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理 者の責めに帰すことのできない自然的又は 人為的な現象)による被害の発生、拡大及 び施設・設備の復旧	0	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応 の遅れ、施設管理の不備等による被害の発 生、拡大及び施設・設備の復旧		\circ
		(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		\circ
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	0	
11	施設の損傷	(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為(相手方が特定できないもの)等によるもの(1 件 130 万円を超えるもの)	0	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為(相手方が特定できないもの)等によるもの(1 件 130 万円以下のもの)		\bigcirc
	備品(I種)の損	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		\bigcirc
12	12 偏品(1種)の損		上記以外の経年劣化、第三者行為(相手方 が特定できないもの)等によるもの	0	
	施設等の保守点	(1)	区の事由による保守点検の増加	0	
13	13 検		(2) 指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		0
14	14 第三者への賠償 -		指定管理者の責めに帰すべき事由により第 三者に生じた損害		0
			上記以外の事由により第三者に生じた損害	0	
15	15 セキュリティ		指定管理者の警備不備による情報漏えい、 犯罪発生等		0
		(2)	上記以外の事由による情報漏えい、犯罪発 生等	0	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、 区から予め交付した還付のための使用料、事 業に伴う金銭の盗難・紛失		0
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。)における区 又は区が指定するものに対する業務の引継 ぎに要する費用		0
		(2)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前 の取消し等による場合を含む。)における原 状復帰に要する費用		0

(備考)

- 2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。
- 2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を 想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。 受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。 なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむ を得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

ア 職員人件費

施設に勤務する職員等(管理運営体制に記載した職員等)に係る人件費

- ※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する 観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算 額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定 めます。
- ※ 人件費の積算に当たっては、職員(再委託した業務に従事する職員を含みます。)の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」により定めた金額と同額です。令和3年度は(一般事務・時給額)1,100円です。なお、金額は、毎年度見直します。

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金

※ 光熱水費(電気、ガス、水道代)については、予算額と実績額の間に乖離が 生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法 の詳細については、基本協定書で定めます。

ウ修繕費

施設の修繕に必要な経費

- ※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件130 万円以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用(併設 施設部分を含む。)については、指定管理料に含めます。
- ※ 1件130万円を超える修繕は、指定管理料とは別に区が実施しますので受 託経費見積には含めないでください。
- ※ 予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

工 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※ 再委託による予定金額と決定金額の差額及び実績が見込みを下回ったこと により発生した執行残額を清算します。清算方法の詳細については基本協定 書で定めます。

才 施設管理経費

施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等に かかる経費

※ 再委託による予定金額と決定金額の差額及び実績が見込みを下回ったこと により発生した執行残額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定 書で定めます。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費

本社が労務管理などの業務を一括して行うために施設(事業所)が負担する経費、 施設を本社などが支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

「その他経費」における本部経費の内訳について

事務管理経費

本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等

運営費

本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リ

! ース料等

1 租税公課

※ 経費の計上にあたっては、様式に定める内訳を記載し、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円(税込)を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(3) 収入

ア 特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの介護報酬に関しては、 利用料金として事業者の収入となります。管理運営業務は、原則として区からの 指定管理料で措置します。

なお、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費(材料費など)は区の考え方に基づいて徴収できます。その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

イ 地域包括支援センターの介護報酬に関しては、利用料金として事業者の収入と なります。ただし、年度協定書に定める予定額を上回る収入があった場合、清算 時に清算金として区に戻入します。

管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。

(4)銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(5)損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。

指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」 で定める金額とします。

(6) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、 協定書により定めます。

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1)申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからケにすべてに該当する者

- ア 介護保険施設等の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに 効率的な管理運営が図れる者
- イ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること
- ウ 介護保険法115条の22第2項各号の規定に該当しない法人であること。
- エ 港区内の高齢者の特性について把握している者
- オ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している 者
- カ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項 に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監 査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、そ の他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以 上を出資している法人その他団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっ ているものも可とする。
- キ 介護保険サービス及びこれらに類する事業運営を行なっている事業者である こと。
- ク 本店、支店、事業所等が、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかに

ある法人又はその他の団体であること。

- ケ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。
- (ア)地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項(同項を 準用する場合を含む。)の規定により港区における一般競争入札等の参加を制 限されている者
- (イ) 法律行為を行う能力を有しない者
- (ウ) 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者
- (エ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者
- (オ) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者
- (カ) 国税又は地方税を滞納している者
- (キ)地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し (法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。)を受けてから2年間が経過し ていない者
- (ク)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

- ア 複数の団体で共同事業体(以下「グループ」という。)を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体(他の団体は構成団体とします。)を定めてください。グループ内のすべての団体が上記(1)申請者の資格(キを除く)に該当することが必要です。
- イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法 人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。
- ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。
- オ 16頁(5)③から⑬掲げる書類は、構成団体ごとに作成してください。

(3)公募の日程

公募要項発表令和3年4月15日(木)公募説明会令和3年4月27日(火)現地見学会令和3年4月28日(水)質疑受付令和3年4月19日(月)から令和3年5月6日(木)まで質疑回答令和3年5月13日(木)申請受付(第一次提出)令和3年4月15日(木)から

令和3年5月14日(金)まで 申請受付(第二次提出)

令和3年4月15日(木)から

令和3年5月28日(金)まで

第一次審査(書類審査) 令和3年6月22日(火)予定

第二次審査(プレゼンテーション) 令和3年7月 6日(火)予定

令和3年7月下旬予定 指定管理者候補者選定 指定管理者の指定 令和3年10月下旬予定

(4) 公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会(Microsoft Teams によるオンライン開催)

	第1回 令和3年4月27日(火)午前9時30分から午前11時30分まで
日 時	第2回 令和3年4月27日(火)午後1時30分から午後3時30分まで
	※各回とも同一の内容になります。
参加人数	各事業者2名以内
	公募説明会参加申込書(様式33)に必要事項を記入のうえ、
申込方法	FAXで送付してください。
	※送信未達を防ぐため、必ず電話にて連絡をお願いします。
中 27 世月月	令和3年4月19日(月)から4月23日(金)まで
申込期間	午前9時から午後5時まで
	港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係
申 込 先	TEL:03 (3578) 2422
	FAX:03 (3578) 2419
	・公募要項及び同様式集は、予め、ホームページからダウンロード
留意点	の上、ご参加ください。
	・4月26日(月)に、「Microsoft Teams」の招待メールをお送り
	いたします。

イ 現地見学会

日時	令和3年4月28日(水) ※指定日のみとなります。 午後1時30分から1時間程度
参加人数	施設の都合上、原則、各事業者1名以内
申込方法	現地見学会参加申込書(様式34)に必要事項を記入のうえ、 FAXで送信してください。 ※送信未達を防ぐため、必ず電話にて連絡をお願いします。
申込期間	令和3年4月19日(月)から4月23日(金)まで 午前9時から午後5時まで
申込先	港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係 TEL:03(3578)2422 FAX:03(3578)2419
留意点	1 現地集合・現地解散とします。

- 2 施設の利用時間内での見学となりますので利用者等への問いかけ等無用な接触は固くお断りします。また、職員への質問もご遠慮ください。
- 3 見学当日は、利用者へのサービス提供上、ご覧になれない設備もありますので、予め、ご承知おきください。
- 4 写真撮影など記録を要す場合は、必要最小限の範囲とし、利用者等が写りこまないように十分な配慮をしてください。
- 5 見学中は、事前に手指消毒を行い、見学中は常時マスクを着 用してください。館内のものは触らないでください。

(5)申請手続(第一次提出)

応募を希望する事業者は、下記の書類を令和3年5月14日(金)までに提出してください。作成に当たり、(7)「提出書類に関する留意事項」を確認してください。

提出書類		怪士	部数			
	近山 音 短	様式	正本	副本①	副本②	
1	指定管理者指定申請書	【様式1】	1 部	_	_	
	≪共同事業体の場合≫ [A]共同事業体構成書	様式A	1 部	7 部	8 部	
	[B]共同事業体協定書兼委任状	様式B	1 部	_	_	
	[C]宣誓書	様式C	1部	—	—	
	[D]安定運営の取組	様式D	1部	7 部	8 部	
2	宣誓書	【様式2】	1部	_		
3	定款、寄附行為又はこれに類するもの(最 新のもの)	_	1 部	3部		
4	法人の登記事項証明書(全部事項証明書) (申請日前3か月以内に発行されたも の)	ı	1 部	3部		
(5)	印鑑証明書(申請日前3か月以内に発行 されたもの)	1	1 部	3部		
6	預金残高証明書(最新の決算期末日現在 のもの)	_	1 部	3部	_	
7	事業者の概要					
	ア 法人(団体)等の概要 ・ 事業経歴、役員(理事・評議員) 名簿、法人運営に関する基本的	【様式3】	1 部	7 部	8 部	

	な考え方、理念、障害者雇用率 等				
	イ 決算書類(直近の決算期3期分)	様式自由	1部	1部	3部
	・ 収支計算書(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記)	様式自由	1 部	1 部	3 部
	ウ 事業報告書(直近の決算期3期分)	様式自由	1 部	1 部	3部
	エ 収支予算書(今年度に係るもの)	様式自由	1 部	1 部	3部
	オ 事業計画書(今年度に係るもの)	様式自由	1 部	1部	3部
	カ 監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	3部
8	法人税、消費税、法人事業税、地方消費 税の納税証明書 (直近の決算期2期分に係るもの)	_	1 部	3部	_
9	担保提供資産について	【様式4】	1部	3部	
10	債務の保証について	【様式5】	1 部	3部	
1	類似施設の管理運営実績について (施設名・所在地・規模等) 類似施設の運営状況 ・ 施設長の運営姿勢、組織運営の方針 ・ 地域社会への取組 ・ 施設の特色あるサービス内容 ・ その他 ※施設のしおりやパンフレットを参考 添付してください。	【様式6】	1 部	7 部	8 部
	施設運営に関する実績一覧(任意)	【様式 6-2】	1 部	7 部	8 部
	施設管理に関する実績一覧(任意)	【様式 6-3】	1 部	7 部	8 部
12	情報セキュリティ確認チェックシート	【様式7】	1部	7 部	8 部
13	労働環境チェックシート	【様式8】	1 部	7 部	部 8

(6) 計画書類の提出(第二次提出)

申請者は、下記の計画書類を令和3年5月28日(金)までに提出してください。 作成に当たり、(7)「提出書類に関する留意事項」を確認してください。

			提出部数			
No.	提出書類	様式	正本	副本①	副本 ②	
法人	法人等の団体に関する書類					
1	計画書類等提出書	【様式 9】	1 部	7 部	8 部	

2	資金・収支計画書 (令和4年度から令和8年度まで) ※各年度における受託経費の増減理由も記載してください。 ※「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。 「その他経費」における本部経費の内訳について事務管理経費本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等 「運営費本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等租税公課	【様式 10】	1 部	7 部	8 部
3	・給与・報酬・賃金等に関する規程(最新のもの) (※人件費の積算内訳)	様式自由	1部	7 部	8 部
4	・施設長予定者の勤務した実績を記載した書類	【様式 11】	1 部	7 部	8 部
管理	里運営計画に関する書類				
5	・運営理念について ・施設運営に対する基本的な考え方 ・指定管理者として安定的な運営を継続していく ための考え方	【様式 12】	1 部	7部	8部
6	・利用者の尊厳を守る取組、権利擁護に関する考 え方と具体的な取組について	【様式 13】	1 部	7 部	8 部
7	・介護人材不足を解消するための、確保対策について ・職員の確保・人材育成に関する考え方 ア 職員の確保及び育成計画 イ 接遇についての取組	【様式 14】	1 部	7 部	8 部
8	・苦情解決及びサービス評価の取組 ① 利用者からの苦情、意見への対応、②利用 者アンケートについて、③第三者評価の受審、 結果公表、その後の対応について、④その他(職 員が利用者に対し不適切な対応を行った場合 の取組について具体的な対応等を記述してく ださい。) ・顧客満足度(CS)への具体的な取組	【様式 15】	1 部	7 部	8 部

9	 ・管理運営体制(職員体制・勤務体系の考え方) ① 職員体制 ② 勤務体系 ※ 港区が定める「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき職員配置表を作成 ※ 職員ローテーション表 (雇用区分別 ①月〜金 ②土 ③日 ④祝日) 	【様式 16】	1 部	7 部	部 8		
10	再委託を予定している業務 ①委託内容 ②委託を行う理由 ③委託予定金 額 ④委託予定先及び選定理由 ※委託先の条件は、港区の入札参加資格があるこ と、港区における暴力団等の排除措置を受けてい ないこと。また、区内中小企業やシルバー人材セ ンターなどを積極的に活用すること。	【様式 17】	1 部	7 部	部 8		
安全	安全対策・危機管理について						
11)	・個人情報保護・情報セキュリティに関する考え 方と具体的な取組	【様式 18】	1 部	7 部	部 8		
12	 ・地震・台風等の災害に対する、施設の防災対策、 入所(利用)者の安全確保、災害時の職員体制等、災害に対する考え方について ・区が福祉避難所を開設した場合の管理運営体制 (職員体制・勤務体系の考え方) ・福祉避難所運営支援業務に関する基本的な考え方 	【様式 19】	1 部	7 部	略 8		
13	 ・入所(利用)者の新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染予防対策 ・感染症対策における、職員の健康管理、施設内の衛生管理 ・感染症発生時の対応等、具体的なシミュレーション ・業務継続に向けた取組 	【様式 20】	1 部	7 部	8 部		

14)	・利用高齢者の安全確保(セキュリティを含む)への基本的な考え方や事故予防に対する具体的な取組 ① 施設内にて事件や事故が発生した時やヒヤリハットが発生した時の対応 (施設としての対応、区への連絡体制、職員への指導及び管理者の対応) ② 夜間・休日等の緊急対応や災害時における危機管理への取組	【様式 21】	1 部	7 部	略 8
	③ 建物および設備等の経年劣化対応や修繕に係 る考え方及び取組				
地域	域の拠点としての計画性				
(15)	・利用者の家族と職員の連携・交流の具体的な提案 ・関係機関や地域(小中学校、高校、企業、町会、 自治会等)との連携・交流についての考え方と 具体的提案 ・在宅の元気高齢者との関わりについての具体的 提案 ・施設運営における地域ボランティアとの連携に ついての考え方と具体的な取組	【様式 22】	1 部	7 部	8 部
効率	室的で質の高いサービスの提供				
16	・環境に配慮した施設運営の取組	【様式 23】	1 部	7 部	8 部
17)	・ボランティアの育成及び具体的な活用方法について・実習生の受入れ及び指導体制についての基本的な考え方・効率的で質の高いサービスの提供に向けた自主事業等の提案	【様式 24】	1 部	7 部	8 部
18	・複合施設としての効果的な管理運営についての 具体的な提案	【様式 25】	1 部	7 部	8 部
受託経費見積書					

9	・受託経費見積書 ※各内訳を示し、積算根拠を明らかにする資料を添付してください。 ※「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。 「その他経費」における本部経費の内訳について事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等租税公課	【様式 26】	1 部	7 部	8 部
施設	设別事業計画書				
20	・特別養護老人ホームについての提案 ① 利用者が施設で生活するうえでの快適性 ② 入所者の機能回復訓練や健康管理の考え方 ③ 重度化した入所者及び認知症状を有する入所者への対応 ④ 医療処置を必要とする入所者に対する具体的な提案 ⑤ 看取り介護についての考え方 ⑥ ショートステイ運営、空床利用への提案 ⑦ 食事提供の考え方、具体的な提案 ⑧ 協力医療機関との連携体制	【様式 27】	1 部	7 部	部 8
2	・高齢者在宅サービスセンターについての提案 ① 利用者が快適に過ごすためのサービス提供 の考え方 ② 利用者の健康管理・安全対策・緊急時の対応 について ③ 認知症症状を有する利用者に対するケア、 具体的な取組 ④ 送迎サービスについての具体的な提案 ⑤ 入浴サービスについての具体的な提案 ⑥ 食事提供の考え方、具体的な取組 ⑦ 施設内レクリエーションの取組についての 具体的な提案	【様式 28】	1 部	7 部	部 8

22	・地域包括支援センターについての提案 ① サービス提供の考え方 ② 介護予防ケアマネジメント及び介護予防普及啓発の考え方と具体的な取組 ③ 指定介護予防支援事業所としての目標と具体的な取組 ④ 専門職の役割と連携の考え方 ⑤ 権利擁護業務についての考え方と具体的な取組 ⑥ 地域のケアマネジャー支援についての考え方と具体的な取組 ⑦様々な複合化した課題への包括的な支援についての考え方と具体的な取組 ② 誘知症等の介護が必要な区民及び家族への支援についての考え方と具体的な取組	【様式 29】	1 部	7 部	8 部		
その他							
23	・区内中小企業者の活用及び区民雇用の促進に ついての考え方 ・高齢者、障害者の雇用促進についての考え方	【様式 32】	1 部	7 部	8 部		
申請書総括							
24)	・提案の概要	様式自由 A3片面 1枚まで	1 部	7 部	陪 8		

(7) 提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- ウ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募 書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- エ 提出書類の文字フォントは、可能な限り UDF(本文については BIZ UD 明朝 Medium、 見出し(項目)については BIZ UD ゴシック)、12ポイントを使用し、A4判タテ 1枚(両面可。所定様式が定められているものやパンフレット類を除く。)、で作 成して下さい。
- オ <u>副本①は正本をそのまま複写、副本②は法人名など応募事業者が特定できる部</u> 分をマスキング(黒塗り)のうえ、提出してください。
- カ 正本並びに副本①②は、ファイル(A4判、2穴)に提出一覧表を各ファイル の目次としてセットし、提出書類を順序どおりに綴じ込み指定部数を提出して

ください。

- キ 申請書類、計画書類はそれぞれ別のファイルに左綴じにしてください。ファイルの背表紙、表紙に『申込施設名(第一次・第二次申請書類・計画書類の別)』のテプラ等のシールを貼り、正本、副本①のみ法人名を明記したシールを貼ってください。また、申請書類には、前記(5)の①から③の見出しを、計画書類には前記(6)の①から④の見出しをインデックスでつけ、見出し毎に通し番号のページを付してください。
 - (例)『白金の森 (第一次提出申請書類)』、『白金の森 (第二次提出計画書類)』 等
- ク 上記のほか、電子媒体(CD-R)に正本及び副本②を入力したものを1部提出してください。
- ケ 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他区が必要 と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。 ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類 については公表しません。
- コ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会・現地見学会等区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めま せん。

(9)質疑の受付及び回答

ア 質問書(様式35)の受付

質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に、FAXで送信してください。 (送信未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。) これ以外での方法(持参、郵送、電話、口頭等) 又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間 令和3年4月19日(月)~令和3年5月6日(木)(必着) 午前9時から午後5時まで (イ) 提出先 港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係

TEL 03-3578-2422 FAX 03-3578-2419

イ 質問回答

令和3年5月13日(木)を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの)によっては、回答しないことがあります。

(10)申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。 区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間

(ア)第一次提出書類 令和3年4月15日(木)から5月14日(金)まで 平日の午前9時から午後5時まで

(イ)第二次提出書類 令和3年4月15日(木)から5月28日(金)まで 平日の午前9時から午後5時まで

- ※ 申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に 連絡の上、指定された日時に来所願います。
- ※ 申請書類提出後の計画内容の変更は、提出期限まで受け付けます。
- イ 提出先 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所2階 港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係 TEL 03-3578-2422

FAX 03-3578-2419

2 指定管理者候補者の選考・選定

- (1) 指定管理者候補者の選考
 - ア 指定管理者候補者は、「港区立特別養護老人ホーム白金の森等指定管理者候補者 選考委員会(以下選考委員会という)」において選考します。
 - イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者 に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

なお、原則として施設長予定者がプレゼンテーションを行います。

- ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。
- エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。
- オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

- ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。
- イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定され なかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること (公認会計士による財務状況分析を実施します。)
- イ 管理運営について
- (ア)類似施設の運営
- ウ 管理運営計画について
- (ア) 運営理念についての考え方
- (イ) 施設運営に対する基本的な考え方
- (ウ) 指定管理者として安定的な運営を継続していくための考え方
- (エ) 利用者の尊厳を守る取組と権利擁護についての考え方
- (オ)介護人材不足を解消するための、確保対策について
- (カ) 職員の確保・育成に対する考え方
- (キ) 苦情解決及びサービス評価の取組
- (ク) 顧客満足度(CS)への具体的な取組
- (ケ) 管理運営体制 (職員体制・勤務体系の考え方)
- (コ) 再委託を予定している業務
- (サ) 指定管理者の変更がある場合の引継ぎについて
- エ 安全対策・危機管理について
- (ア) 個人情報保護・情報セキュリティに関する考え方と具体的な取組
- (イ) 地震・台風等の災害に対する危機管理への取組(マニュアルの整備)
- (ウ)区が福祉避難所を開設した場合の管理運営体制(職員体制・勤務体系の考え方)
- (エ) 福祉避難所運営支援業務に関する基本的な考え方
- (オ) 感染症対策の考え方
- (カ)利用高齢者の安全確保(セキュリティを含む。)への基本的な考え方や事故予 防に対する具体的な取組
- (キ)施設内にて事件や事故が発生した時及びヒヤリハットが発生した時の対応
- (ク) 夜間・休日等の緊急対応や災害時における危機管理への取組
- (ケ) 建物及び設備等の経年劣化対応や修繕に係る考え方及び取組
- (コ) 体育館や運動場等における事故防止に対する提案
- オ 地域の拠点としての計画性について
- (ア)利用者の家族と職員の連携・交流の具体的な提案
- (イ) 関係機関や地域との連携・交流についての具体的提案

- (ウ) 在宅の元気高齢者との関わりについての具体的提案
- (エ)施設運営における地域ボランティアとの連携の考え方と具体的な取組カ 効率的で質の高いサービスの提供について
- (ア)環境に配慮した施設運営の取組
- (イ) ボランティアの育成及び具体的な活用方法について
- (ウ) 実習生の受入及び指導体制についての基本的な考え方・提案
- (エ) 複合施設としての効果的な管理運営についての具体的提案
- (才) 受託経費見積書
- (カ) 指定管理者としての抱負
- キ 施設別事業計画書
- (ア) 特別養護老人ホームについての提案
- (イ) 高齢者在宅サービスセンターについての提案
- (ウ) 地域包括支援センターについての提案

(4)審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を 求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通した包括的な施設の管理・運営に関する基本 的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関す る事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入

- キ 自主事業(※自主事業がある場合)
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・ 保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- 力 協議

2 災害時協定

(1) 協定の締結

港区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

- (2) 災害時協定書の主な事項
 - ア 災害の範囲
 - イ 福祉避難所運営支援業務
 - ウ 要請期間及び方法
 - エ 協力履行の義務及び免除
 - 才 費用負担

- 力 損害補償
- キ 災害時の情報共有
- ク 守秘義務
- ケ 平時からの備え
- コ協議
- サ 効力

3 事業計画書及び収支予算書の作成

- (1)事業計画書及び収支予算書の作成 年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等
- (2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出(毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等)、収支決算書の提出等

4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内に準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引き継ぎに努めてください。 また、指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、 次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

引継ぎ等にかかる経費は、区が経費を負担する引継ぎ項目を除き、新たな指定管理者が負担します。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

5 情報の公表

(1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の 対象になります。

(2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選定過程に関する情報(応募書類、選考委員会報告書、 公募時質問項目、選定委員会選定調書、選考委員会会議録・選定委員会会議録等) は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とし ます。

(3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び 労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

6 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し(おおむね6か月に1回程度)、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリング等の結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定期間の中間年に1回、第三者評価機関又はこれに 類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用 します。第三者評価機関との契約は区が行います。なお、福祉施設については、東 京都の制度があり、対象施設については、定められた受審頻度を遵守してくださ い。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員(業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。)に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている

職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

(4) 監査の実施

- ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を 行うことがあります。
- イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部 監査人(公認会計士や弁護士等)による包括外部監査を実施しています。 公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合がありま す。

7 指定の取消し等

(1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を 命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区は その賠償の責めを負いません。

- ア 指定管理者がⅢのⅠの(1)に該当しなくなったとき。
- イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨 げたとき。
- ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。
- エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。
- オ 協定に違反したとき。
- カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせてお くことが、社会通念上不適当と判断されるとき。
- ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。
- ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。
- コ 災害時協定に基づく福祉避難所運営支援業務を実施するため、指定管理業務の 継続が困難になったとき。
- サ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円 滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わな ければなりません。
- イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が 困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

7105-8511

港区芝公園一丁目5番25号

港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 高齢者施設係 担当:全(ぜん)、北野

TEL: 03-3578-2422 FAX: 03-3578-2419